

令和2年12月24日

瑞穂市長

森 和 之 様

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
会長 益川 浩



瑞穂市まちづくり基本条例に関する取り組み等について（答申）

令和2年9月24日付け、瑞協第60号で諮問のあった事項について、瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号。以下「条例」という。）第21条の規定により、次のとおり答申します。

記

(1) 市民協働のまちづくりに関する取り組みの審議及び評価について

市民協働のまちづくりに関する取り組みについて、「まちづくり推進プラン」に沿って、その進捗状況を確認し、次のとおり評価します。

○「情報の共有」に関する施策

情報通信ネットワークの発達により、さらに幅広い手段の活用が可能のため、若者や自治会未加入者へ情報を伝えるには、SNS等の様々な手段を活用し、より情報が行き届くように再検討し、発展的に進められることを望みます。更には、市民と行政、双方向からの情報共有という視点も加えた検討を願います。

○「市民の参加・参画」に関する施策

「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成を望みます。社会の変化等に合わせ、より有効な手段に置き換える場合は、本委員会において、再度協議する機会を持った上で進めていただきたい。

○「協働」に関する施策

市民の参加・参画や、各種団体の地域づくり活動が、より一層促進することを目指し、支援施策の実施や中間支援組織の設置も視野に入れ検討をお願いします。また、「人材バンク」・「市民向けの研修会」の実施を望みます。「担い手育成」については、若者や子どもの参画に重点を置いて進められることを望みます。

(2) 今後の推進体制について

○地域の体制

瑞穂市の地域の状況は、自治会によって多様であるため、特徴の異なる自治会同士や、得意分野を持った他団体が、小学校区の中で支え合いのまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、地域の様々な世代が集う場所を小学校区ごとに「地域の拠点」として位置付け、活用できるよう進めることで、賑わいの創出にもつながると考えます。

さらに市民活動を推進するためには、市民と行政の間に立ち、きめ細やかな支援を行い、市民目線で市民活動を支える中間支援組織があると良いと考えます。中間支援組織の機能や位置付けについては、多くの検討を重ね、瑞穂市の現状に対して有効的に機能する組織であることを望みます。

また、高齢者が生きがいを持って活躍できる社会をつくることは、地域にとっても大きな資源になるため大切な視点とされることを望みます。

○行政の体制

自治会、校区の役割が変化しても、行政の窓口は、自治会は市民協働安全課、校区組織は生涯学習課と、地域の状況に合わせ整理されていないため、市民に分かりやすい組織体制等の検討を望みます。また、庁内の連携を密にするために、情報共有の方法等も検討され、きずな会議（瑞穂市まちづくり基本条例推進会議）での連携をさらに強めることに加え、若い職員も含め、職員全体での情報共有が可能な環境を、ネットワーク等の活用により構築されることを望みます。

(3) 瑞穂市まちづくり基本条例の見直しについて

条例制定より10年近くの年月が経つ中で、大きく変化した社会情勢や、「まちづくり推進プラン」に沿った事業の進捗状況等を考慮し、「子どもたちの参画機会の保障の条文の追加」についての検討を含め、条例を確認し見直す必要性があります。

しかしながら、慎重かつ丁寧な協議が必要であるため、次年度以降に引き続き、本委員会において協議させていただきます。

残念ながら、市民の多くはこの条例を知らないという現実があります。市民が条例を認知し関心を持ち、実際にまちづくりに参画しやすい具体的な姿を描きながら協議を行い、市民協働によるまちづくりに実行性のある条例とするために、市民と対話をしながら、そして市民の声をできる限り吸い上げることにも配慮しながら進める必要があります。

この条例は、瑞穂市の憲法としての位置付けであり、まちづくりの理想を描いたものでありますが、決して机上の空論とすることなく、市民が地域の

中で生かすことができるよう、条件整備や環境づくりを検討され、実施されることを望みます。

令和2年度 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会委員

会 長	益川 浩一
副会長	市橋 優一
委 員	岩菅 和生
委 員	大塚 崇斗
委 員	北川 康秀
委 員	辻 正益
委 員	所 仁史
委 員	豊田 英二
委 員	永井 恵子
委 員	野村 喬
委 員	広瀬 博敏
委 員	馬淵 勝美
委 員	森 大智
委 員	森下 美喜男
委 員	渡邊 昭博